

島根県報

第一、五一一号

平成十五年十月七日

(火曜日)

目次

告示	児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指 定	(障害者福祉課)	一
	身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業 者の指定	()	一
	知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業 者の指定	()	二
	知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更 生施設等の指定	()	二
	県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(農村整備課)	二
	大規模小売店舗立地法の規定による通知	(経営支援課)	三
公 告			
	平成十五年度島根県保育士試験の合格者	(青少年家庭課)	三
公安規則			
	島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則		三

告 示

島根県告示第八百四十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定に

基づき告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	短期入所	特別養護老人ホ ムみろく苑	鹿足郡六日市町 大字六日市五八 二・一	平成十五年九月 二十九日

島根県告示第八百四十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十七条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 海士町社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人海 士町社会福祉協 議会	隠岐郡海士町大 字海士三九六九 一	平成十五年九月 二十九日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	短期入所	特別養護老人ホ ムみろく苑	鹿足郡六日市町 大字六日市五八 二・一	平成十五年九月 二十九日

島根県告示第八百四十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	指定した事業 短期入所	事業所の名称 特別養護老人ホーム みろく苑	事業所の所在地 鹿足郡六日市町 大字六日市五八 二・一	指定年月日 平成十五年九月 二十九日
---------------------------------	----------------	-----------------------------	--------------------------------------	--------------------------

島根県告示第八百四十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第一項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第十五条の三十一第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄田信義

経営主体の名称 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	指定した施設種別 入所更生 (通所)	施設の名称 清風園	施設の所在地 大田市川合町吉 永一〇二五	指定年月日 平成十五年九月 二十九日
---------------------------------	--------------------------	--------------	----------------------------	--------------------------

島根県告示第八百四十六号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄田信義

事業名 浜地区用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）	完了年月日 平成十四年一月二十四日
直江地区区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十五年三月十七日
直江地区用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	平成十二年三月二十九日
以南中央地区用排水施設事業（県営土地改良総合整備事業）	平成十五年三月十三日

島根県告示第八百四十七号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄田信義

事業名 西村地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	完了年月日 平成十五年二月十日
諏訪地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成十五年三月二十日
隠岐島前（海士）地区（宇受賀工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年三月三日

隠岐島前(海士)地区(尾船工区)区画整理事業(県営 中山間地域総合整備事業)	平成十五年三月三日
隠岐島前(海士)地区(小敷工区)区画整理事業(県営 中山間地域総合整備事業)	平成十五年三月十二日
隠岐島前(海士)地区農用地保全事業(県営中山間地域 総合整備事業)	平成十五年二月七日
馬越路地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)	平成十五年三月十四日

島根県告示第八百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定に基づき述べた意見(平成十五年島根県告示八百十五号)を踏まえ、同条第七項の届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十月七日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 通知があった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーホームセンターいない松江南店(仮称) 島根県松江市乃木福富二二街区
- 二 変更のあった添付書類
 - 1 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
 - (一) 北東側及び北側出入口には、出庫方向を左折方向に限定する自主規制看板を設置する。
 - (二) 南側出入口には、右折禁止自主規制看板を設置する。
 - (三) 駐車場構内に、来客車両を誘導する路面表示をする。
 - (四) 繁忙期には、交通誘導員を配置する。
- 2 駐車場からの騒音防止
- 3 縦覧場所
来客用駐車場出入口は、営業時間外は施錠する。
- 三 縦覧場所
松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 縦覧期間

告示の日から四月間

公 告

平成十五年度島根県保育士試験の合格者受験番号は次のとおりである。

平成十五年十月一日

島根県知事 澄 田 信義

1001	1002	1003	1004	1006	1008
1011	1179	1182	1192	1301	1311
1603	1609	1618	1651	1655	1661
1673	2101	2106			

公安委員会規則

島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月7日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第15号

島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会運営規則(平成13年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(委員会の権限行使の特例)

第9条 委員は、緊急の必要があり、かつ、会議を招集することができないとき、会議を招集してもこれを開くことができなるとき等やむを得ない場合において、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で、委員会の権限を行使することができる。

2 前項の場合において、委員会の権限を行使した委員は、次の会議でその報告をしなければならない。

